地区計画の区域内における行為の届出書										
							年	月	日	
大阪市長 様 										
住所 届出者										
氏名										
(TEL							)			
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、										
名								地区	計画	
行 為	の	場所	大阪市	区		丁目				
行為の				年	月	目				
行為の	完了-	予定日		年	月	日				
(1)土地の区画形質の変更 区域の面積							m²			
(2)	(イ)行為の種別		建築物	□工作物 /		新築 □改築	□増築	(該当項目に	[☑]	
■ ■ 建 ■ 新築	(11)			届出部分		届出以外の部分		合計		
築物 設 、そ	そ	(i)敷地面積							m²	
計し改の	設計	(ii)建築面積			m²		m²		m²	
は、又の	の	(iii) 延べ面積			m²		m²		m²	
施一は工作を物	概要	(iv) 高さ		(v)用途						
<b>■</b>   方   発物の		地盤面から m		(vi) 垣又はさくの構造						
		(イ) 変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup>								
他の工用途の	作物の 変更	(口) 変更前	jの用途			(ハ)変更後の用途				
(4) 建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更						変更の内容				
(5) 木竹の伐採					伐挖	伐採面積 m²				
1 届出者が法人である場合、氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。 5 届出書には下記の必要図面を添付し、当該行為に着手する30日前までに届け出ること(建築確認申請を行う場合は、事前に届出済の裏書きが必要)。 ・必要図面:建築計画概要書のコピー、配置図、平面図、立面図、断面図(届出の内容によっては、上記添付図面を省略できる場合もある。) 6 届出(届出書+必要図面)は「届出用」と「届出者控え」の2部(1部はコピーで可)作成すること。										